

議事要旨

会議名	令和5年度第4回 芦屋町国民健康保険運営協議会			会場	芦屋町役場 3階課長会議室	
日時	令和5年8月2日(水) 午後6時30分～午後7時25分					
件名・議題	1. 会長挨拶 2. 議題 (1) 第3回国民健康保険運営協議会議事録について (2) 芦屋町国民健康保険事業の運営の答申(案)について (3) 令和4年度国民健康保険特別会計決算について (4) 特定健診事業について 3. その他					
委員等の出欠	会長	本田 浩	出	委員	川上 誠一	出
	副会長	中西 智昭	欠	委員	瓜生 康平	欠
	委員	守田 俊次	出	委員	若松 敏行	出
	委員	中西 朝男	出	委員	井上 富夫	出
	委員	福島 直人	出	委員	廣津 早登世	欠
	事務局	溝上 竜平	出	事務局	志村 裕子	出
	事務局	松浦 裕二	出	事務局	村上 健吏	出
	事務局	宝珠山 詩織	出			
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度第3回議事録については、了承を得たためホームページへの公開をすることとした。 答申(案)については、当日配布した案どおりとすることとし、後日会長より町長へ手渡されることとなった。 令和4年度国民健康保険特別会計決算については了承された。 特定健診等の取組みについて説明がされた。 当初予定していた予備日(8月10日)の会議はなしとし、次回の会議は、令和6年2月頃に開催する。 					

○議題（1）第3回国民健康保険運営協議会議事録について

（会 長） 第3回国民健康保険運営協議会議事録の内容に指摘等ないか。

（委 員） 指摘なし。

（会 長） 会議録についてはこのとおりとし、後日町のホームページへ公開することとする。

○議題（2）芦屋町国民健康保険事業の運営の答申（案）について

事務局から、当日資料「芦屋町国民健康保険事業の運営について（答申）【案】」について説明。

（会 長） 答申（案）について質疑があればどうぞ。

（委 員） 要望事項に「各種交付金の更なる確保」とあるが。これは、新たな交付金の獲得ではなく、現在県からもらっている普通交付金や特別交付金の金額を上げる、獲得する努力をするということか。

（事務局） 普通交付金は、医療費を支払うための費用を県からもらっているもので増やす努力はできない。ここで言う各種交付金とは、特別交付金のことである。特別交付金は、特定健診の受診率や国保税の収納率の向上など各種取組みの実績に基づいて交付されているため、取組に応じてより獲得できる。国保税を上げて住民に負担を求めると、職員としても取組みをしっかりと交付金の獲得につなげていかなければならないと思っている。

（委 員） 答申の内容については、協議会で議論した内容になっているのでいいと思うが、意見を申し上げたい。

今回の答申は、令和5年度の答申から改正を行うことが前提となっており、国保税の上げ幅を決めるものだった。そのため、私も住民の負担が最小限の7年間で標準保険税率に合わせるというものに賛成した。しかし、国民健康保険事業が構造的な問題を抱えていることは多くの方に理解していただきたい。

国保事業が赤字を生む根本の問題は、国からの補助金が削減されたことである。1958年に制定された国民健康保険法では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明記された。かつては、国もこの立場から国保財政に42%の税金を投入していたが、1980年の法

改正で税金の投入を30%に大幅に減額し、2018年には国庫負担をさらに1兆円削減している。また、今回は国保の広域化により法定外繰入をなくすと言っている。これまで、自治体が住民負担を増やさないよう努力して一般会計から赤字補填していたものをやめさせようとしているのが現状である。国は各自自治体が決めた施策に口を出す権限はない。

昔、芦屋町の財政が厳しかった時代であれば国保税を上げることはやむを得ないと思うが、今町では300億円を超える内部留保金がある中、住民に負担を求めることはどうかと考えている。さらに、現在コロナの第9波の心配や物価高、円安の進行、異常気象による食料問題など住民への暮らしの配慮が今までに増して必要な時だと思う。その中、国保税を改正する適正な時期なのかと感じている。毎日を必死にぎりぎりの生活をしている住民に心を寄せて、芦屋町で安心して医療を受け、安全に暮らしていけるような、国県の下請けではなく町民のための政策がもっと充実する行政運営を行うことが必要であると感じている。

(会 長) 他に質疑はないか。

(委 員) 国保税率が上がるが、賦課限度額はどうなるのか。

(事務局) 賦課限度額は、法令で定められるため改正があれば上がることになるが、今のところ改正はない。

(会 長) 他に質疑はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

(会 長) では、答申(案)については、このとおりとし、後日私から町長へ持参することとする。万が一、字句の修正等があった場合は事務局と私で調整することとしていいか。

・・・「異議なし。」・・・

○議題(3) 令和4年度国民健康保険特別会計決算について

事務局から資料3について説明。

(会 長) 決算について質疑があればどうぞ。

(委 員) マイナンバーカードと国保証の一体化が言われているが、町では今後どのようなになるのか。

(事務局) 現状、まだはっきり決まっていない。そのため、今のところ今までどおり国保証を発行していくこととなる。今後国の方針がはっきりと決まった場合は、町も国の方針に基づいて動くことになる。

(委 員) 現在、芦屋町でマイナンバーカードと国保証を紐づけしている人はどのくらいいるのか。

(事務局) マイナンバーカードと保険証の紐づけは所持者の任意で行うものであり、はっきりとした数値は持ち合わせていない。ただし、9月30日までマイナポイントが付与される関係で、かなりの方が保険証や口座との紐づけを行っている。住民係ではその紐づけの支援をしており、毎日多くの方が窓口を訪れているので、紐づけする方が着実に増えてきていることを感じる。

(会 長) 他に質疑はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

○議題(4) 特定健診事業について

事務局(健康づくり係)より、資料4について説明。

(会 長) 特定健診事業について質疑があればどうぞ。

(委 員) 特定健診の受診率については、当初から30%前後で大変厳しい状況であり、ポイントを付けたり努力はしているようである。受診率が県内で一番高い自治体はどこか。またその受診率は。

(事務局) 令和3年度、受診率が一番高い自治体は広川町で、62.7%となっている。

(委 員) 私たちも特定健診については、先進地を視察している。受診率が70%を超えている自治体では、ご近所や老人会など周りの人と誘いあって健診に行っているということだった。以前は、受診率が低い場合は国からのペナルティ

があったと思うがどうか。

(事務局) 特定健診に限ったペナルティはないが、先ほど話した特別交付金が特定健診の取組みによって増減するので、健診率を上げなければ交付金の収入が減ることになる。

(委員) 5 ページの特定保健指導率の推移で、指導率が当初 67.6%でその後も 60% くらいをキープしていたが、ここ近年下がってきているのはなぜか。

(事務局) 対象者が毎年増減する関係で、指導率の変動がある。

(委員) 特定健診をすることが、医療費の削減にもつながるのでぜひ受診率向上の努力をしていただきたい。

(会長) 他に質疑はないか。

(委員) 特定健診の関係で、以前は家庭訪問をしていたと思う。最近は役場に来てもらっていると聞くが、なぜか。

(事務局) 医療機関での血液検査結果の情報提供のことと思うが、コロナ禍になり突然の訪問を嫌がる方が多く、令和 2 年度からは電話により協力を依頼して希望者には訪問に行っている。あまり訪問せずに、電話等で受診勧奨やデータ提供のお願いをしている。

(委員) 高齢の方もおられるので、できれば訪問していただきたいと思う。

(会長) 他に質疑はないか。

・・・「質疑なし。」・・・

○その他

答申後の国保税改正の流れ及び次回の開催日程等について説明

(会長) 何か意見や質問がある方はどうぞ。

・・・「質疑、意見なし。」・・・

(会 長) それでは、以上で本日の委員会は終了する。

(閉 会)